

1 目的

この評価基準は、勝央町外国語指導助手（ALT）派遣業務の契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するために、必要な事項を定め、また、勝央町外国語指導助手（ALT）派遣業務プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価にあたり、合理的な手順を設けることを目的とします。

2 評価方法

提案の参加資格を満たしている者の認定を行った後、次の各項目について評価を行い、総合的に評価します。

（１）参加資格確認

参加申込時に提出された書類について、評価に先立ち事務局で参加資格を満たしているかを判定します。

（２）書類審査

参加資格を満たしていると判断された者を対象に、提出された会社概要書（様式第２号）及び業務実績書（様式第３号）から「受託開始年月」「岡山県内における契約市町村数・配置校数・配置 ALT 人数」「岡山県外における契約市町村数・配置校数・配置 ALT 人数」の７項目について、客観評価の得点を算出します。

（３）プレゼンテーション

業務提案書（任意様式）、見積書（様式第５号）を提出後、プレゼンテーションの審査を行います。なお、審査の実施順番は参加申込書の受付順に実施します。

3 評価項目及び配点

（１）書類審査について（評価項目 7 項目、配点 50 点）

提出された書類により別添「評価基準表 A」のとおり採点します。

（２）プレゼンテーションについて（評価項目 16 項目、価格評価 1 項目、配点 100 点）

ア 別添「評価基準表 B」にもとづき評価を行います。

イ 事業者から提出された見積金額における価格評価を行います。

ウ 契約候補者については、書類審査とプレゼンテーションの合計点数で算定し選定するものとします。

同点の場合は、プレゼンテーション評価点数の高い事業者を優先とします。

総評価点数（満点 800 点）

＝書類審査点数（満点 50 点）＋プレゼンテーション評価点数（満点 100 点×委員 6 人）＋価格（150 点）

エ 選定に係る選定委員会は非公開とします。

（３）価格評価は次のとおりとします。

ア 見積書に記載された各年度及び総合計の価格が、町の契約上限金額（プロポーザル実施要領 2（３）参照）を超えていないことを確認します。契約上限金額を超えた場合は失格とします。

イ 価格の採点は、以下に示す方法により行います。

価格点数＝（最低見積提示金額/見積提示金額）×150 点

※小数点以下は四捨五入します。

4 最低評価基準について

(1) 受託事業者として、一定の能力・水準を確保する必要があることから、プレゼンテーション評価の点数の下限を次のとおり定めることとします。

最低評価基準＝500点

○評価基準 A

選定基準	評価項目		番号	配点
業務提案書に沿った業務を安定して行う実績を有する会社であるか		受託開始年月	1	15
	県内	市町村の数	2	6
		配置校数	3	7
		配置 ALT 人数	4	7
	県外	市町村の数	5	5
		配置校数	6	5
		配置 ALT 人数（A）	7	5
書類審査における評価点数				（50点）

注記 業務実績書の令和8年9月時点の契約数により審査するものとします。

○評価基準 B

選定基準		番号	配点
会社概要	経営理念、業務内容	1	15
	英語教育に対する考え（方針）	2	
ALT の採用・研修	ALT 採用基準の明確な提示の有無	3	15
	ALT 採用方法への評価	4	
	ALT 教育体制提示の有無	5	
ALT の管理体制	ALT の管理体制提示の有無	6	15
	担当支店のコーディネーター等の地理的条件、即応性、ALT のサポート体制	7	
リスクマネジメント	緊急時の対応体制等	8	15
	危機管理マニュアルの有無	9	
	関係法令の遵守	10	
日常業務・研究開発	ALT と教職員の連携	11	25
	授業づくり・教材の提供	12	
	現場担当教員のヒアリング・授業見学と ALT への指導	13	
その他	学校教育全般において、有効となる独自の提案の有無等	14	15
	事業者は企画提案書の内容を的確に分かりやすく説明できているか	15	
	その他アピールするポイント	16	
プレゼンテーションにおける評価点数			(100点)
価格等が適当であること（見積書から）		17	(150点)

追記 プレゼンテーションにおける評価の配点は、選定委員1人あたりの配点を記載しています。